

玉川村集落支援員募集要項

高齢化や人口減少の進展に伴い、担い手が不足し、空き家や耕作放棄地の増加など、維持が困難になりつつある村内地域において、地域住民との対話を通じて地域の課題を抽出し、その課題に地域住民と協働して取り組むなど、地域全体をコーディネートし、活性化を図ることができる人材を「玉川村集落支援員」(以下「集落支援員」という。)として募集します。

1. 担当地区

任用後に担当地区を割り振ることとします。

2. 業務内容

- (1) 地域の実情や課題の現状把握・調査及び整理に関すること
- (2) 地域と村とをつなぐ窓口としての業務及び連絡に関すること
- (3) 中山間地域等集落の振興に関し、その他村長が必要と認める活動。

3. 募集対象

- (1) 地域の実情を理解、または、理解しようと努力する姿勢を持っている方で、かつ地域の活性化に熱意をもって積極的に活動できる方
- (2) 玉川村に在住の方、または玉川村を熟知している方でかつ玉川村に生活拠点を移し、住民票を移動できる方
- (3) 普通自動車免許を取得している方
- (4) パソコンの基本操作(ワード、エクセル等)が出来る方
- (5) 心身が健康で、かつ、誠実に集落支援活動が出来る方
- (6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定による欠格条項に該当しない方

4. 募集人数

1名

5. 勤務地

すがまプラザ交流センター(玉川村大字南須釜字奥平 290 番地)及び各担当地域

6. 勤務日数、時間

勤務日数 原則月曜日から金曜日の週5日

勤務時間 原則8時30分から16時30分の7時間勤務(休憩1時間)

※移住相談やイベント出展等による出張や休日出勤も発生することがあります。

7. 雇用形態・期間

勤務開始 原則として令和7年4月1日からとなります。

任用形態 村の会計年度任用職員(パートタイム)として任用

委嘱期間 委嘱日から1年(年度の途中で委嘱された者の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日まで)とし、活動実績等を踏まえ更新できます。

※本募集による任用は、当事業に係る令和7年度当初予算が成立した場合に実施

します。このため、最終合格した場合でも、予算の状況により任用しない場合があります。

8. 給与

- (1) 月額 9,204 円※健康保険・厚生年金・雇用保険の加入あり
- (2) 成績により昇給の可能性あり
- (3) 賞与あり

9. 申込受付期間

令和7年3月3日(月)以降 随時

※随時募集し、随時選考を進めますので、採用者が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

10. 審査方法

応募方法 郵送または持参

提出書類 ①応募用紙(玉川村役場2階企画政策課及びすがまプラザ交流センター内須釜行政センターに備え付けています。また、村ホームページからも取得できます。)
②住民票(抄本)の写し
※世帯主名・続柄省略、本籍地・筆頭者省略、提出日の3か月以内に発行されたもの

選考方法 第1次選考 書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

第2次選考 第1次選考合格者について面接試験を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。第2次選考結果は、文書で通知します。

【問い合わせ及び応募書類提出先】

玉川村企画政策課 地域創生係 集落支援員採用担当

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電話 0247-57-4628 FAX 0247-57-3952

E-mail kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

※直接お持ちになる場合の受付時間は、土日祝日を除く 9:00～17:00 です。

11. 備考

- (1) 玉川村ホームページ <https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>
- (2) 応募、選考に係る費用はすべて応募者の自己負担となります。
- (3) 提出された応募書類は返却いたしません。
- (4) 応募により知り得た個人情報については本募集業務のみに使用し、その他の用途には使用しません。
- (5) 実施結果に係る問合せには一切応じません。